

環境産発第1611113号

平成 28 年 11 月 11 日

各都道府県知事・各政令市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長



ポリ塩化ビフェニルが使用された蛍光灯安定器について（通知）

公共施設における業務用・施設用照明器具のポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）が使用された安定器については、「業務用・施設用蛍光灯等の PCB 使用安定器の事故に関する対策について」（平成 12 年 12 月 13 日付け生衛発第 1798 号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）において、原則として平成 13 年度末までにその交換を終える等の安全対策を講じるよう、周知されてきたところである。

また、平成 26 年 10 月 16 日付け環産発第 1410162 号「ポリ塩化ビフェニルが使用された蛍光灯安定器の破裂事故について（通知）」及び平成 27 年 10 月 1 日付け環産発第 15100110 号「ポリ塩化ビフェニルが使用された蛍光灯安定器について（通知）」により、PCB 使用安定器の交換が行われていない場合には、速やかに交換を行うことについて、改めて周知・指導を徹底するよう依頼したところである。

しかしながら、本年 8 月に北海道内の公民館及び道庁の出先機関において、別添のとおり、未だ交換されていない PCB 使用安定器が液漏れする事故が発生した。

本件については、それぞれ過去に調査を行い、PCB 使用安定器を使用したすべての照明器具の取替えを完了したこと又は PCB 使用安定器は存在しないことを確認したはずの施設で発生したものである。調査が抽出で行われた場合又は記録では過去の調査方法が不明確であることにより、当該安定器が過去の調査では捕捉されずに未だ使用されている可能性があることにも十分留意し、改めて必要な確認をお願いしたい。

その結果、当該安定器の交換が行われていない場合は、速やかに交換を行うことについて改めて周知・指導を徹底していただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。